

令和8年第8回定例会

1 日 時 令和8年5月28日（木）10時30分から11時10分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理者 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 担当部長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
選挙制度専門課 課長
書記 3名

4 議 事

<議 案>

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 2 選挙争訟について

<報告事項>

- 1 令和8年2月8日執行衆議院（小選挙区選出）議員選挙に係る選挙無効請求事件に対する東京高裁の判決について

<そ の 他 >

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから令和8年第8回定例会を開会いたします。 お手元に令和8年第7回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案、1件の報告事項を予定しております。 なお、議案第2号及び報告事項第1は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	それでは、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(議案第1号について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	毎回同じようなことを聞きますけども、最初のアライブ浜田山については92歳ということですね。一般的に見るとかなりご高齢で、介護度「5」が一番重い人ですけども、こういう人を対象に、不在者投票が本当にその目的とする効果が現れるのかどうかというのがやや疑問です。 同じように、2つめのサービス付き高齢者向け住宅も、入所者の平均年齢が87歳で介護度が「2.1」ですから、非常に軽いから自分のことは自分でできる人ですから、それはそれなりの期待はできると思いますが。3つめは、91歳の割に介護度が「2.6」と低いですけどね。 やっぱりこういう事務もある程度費用がかかっているわけですから、それなりの費用に見合う効果があるのかどうかということを検証する必要があるのではないかと考えております。 まず一つは、この投票事務の費用というのはどこが負担するのですか。
選挙課長	対象の選挙によりまして、そこが負担をすることになります。 例えば、先日の衆議院議員選挙であれば、一義的には東京都がお支払いをしていますけれども、最終的には国の交付金で補填されますので、国が負担をすることになります。ですので、執行する選挙の主体が負担をするということになります。
委 員	国であろうと、都であろうと、市であろうと、元は税金ですから、投票率を上げるというか、できるだけ多くの皆さんに、その投票の機会を平等に与えるということですから、その趣旨はもちろん私は反対するものではありませんけども。しかし、実態として、本当にその交付金を支出してまで、こういう制度が必要なのかどうか、ちょっと私は疑問に思うのです。

そういう意味で、明確な答弁は今後検討という話でしたから、それはそれで良いのですが、どこかでちゃんとこの施設に何人居て、どのくらいの人が投票したとか検証する必要があると思うのだけど、それは分からないのですよね。

選挙課長

今の委員の御質問でございますが、その施設で、当該選挙で、誰が投票をしたかというのが選挙管理委員会側では分かりません。ただ、最終的に不在者投票施設から不在者投票が何票入っているかというのは、投票者数で分かるのですけれども。やはりその施設ごとでかつ、その施設に入所している人が何人いて、そのうち何人が投票しているかというのが、選挙管理委員会側では分からないということになります。

ただ、我々都選挙管理委員会の事務局としては、やはり公職選挙法上、不在者投票という制度が認められている中で、かつ投票機会を確保しなければいけないという制度がある以上ですね、確かに平均要介護度としては「4.いくつ」というふうに、ご報告をいただいている施設もあるわけですが、そのうち元気なお年寄りがいる可能性も多いところでございますので、その方々が投票できるような環境を整えるというのが、現行法上での都選挙管理委員会の使命だというふうに考えてございますので、公正・公平な投票ができるという施設でございましたら、やはり指定はしていく方向で、今後も行っていきたいなというふうには考えているところでございます。

委 員

これ、もし指定をされなかった場合はどういう投票行為になるのですか。

選挙課長

その入所している方の状況、例えば郵便等投票ができる方であれば、もちろんそういった選択もできるかと思いますが、基本は御家族の方かその施設の方か、介護サービス等を使って同伴していただき、期日前投票もしくは当日投票所に足を運んでいただいて投票していただくということになるかと思います。

委 員

そうすると、ほぼ行かないですよ。断定してものを言うの、ちょっと不謹慎かもしれませんが。介護度が高くて92歳でね、自分で投票行くと自分でやれとか、あるいは付き添いの人と一緒になってそれは無理ですわな。

そういう意味で言えば、平等に投票の機会を与えるっていう大義名分のもとに、こういう不在者投票ができるということはいいいとは思いますが、私はちょっといかなものかなと思うので、改めて、否定的な立場で終了します。

委 員 長

他に御質問・御意見はございませんか。

委 員

委員の言うことは、実態として理解できるのですよね。

要介護4とか5になっちゃうと、うちの近くにも、グループホームとか特養があるのだけど、意思表示がなかなか難しそうですよ。それでもやはり、その時は通じなかったけど、また良くなったとかいろいろありますから。投票権や投票の機会の確保、それが選挙の大前提ですから、制度がある以上はこれでやっていくしかないんじゃないかな。外形から見て選挙の投票行動がしっかりできるスタッフとして揃っていますよと言ったら、それはそれでや

っていくしかないんじゃないかな。

私の意見としては、制度としてある以上は 外形が整っていればやってみましょうということではないのかな。そんなに数も多いわけではないから、ある意味ではそんなのやらなくたって選挙結果には影響ないよと言えるけれども、国民の一番根底の民主主義の権利だからというふうに私は思います。

委 員

ちょっと関連して、入所の障害者の施設。私も候補者やってたんで、重度の知的障害のところに行って、自分の名前を、どうやって表現するかっていうのは難しいんですよね。そこで、この入所者がね、あの重度の人なんですがね、候補者何人か行って、自分の名前をアピールするんだけど、なかなか自分の名前を表現するのにみんな苦労してるんですよ。自分の名前を知ってもらうために。ポスターみたいなのは出せないんで表現する。だから、今考えたんだけど、お年寄りの施設はこういうふうにして不在者投票ができるのですけども、入所の障害者、知的も身体も精神もあるけども、こういう障害者の入所施設の場合は、こういう適用はないのですかね。

選挙課長

お手元の資料に、今までの施設の一覧が載っているのですけども、老人ホームの脇に身体障害支援施設というところがございますので、そこに含まれるところではあるかと思いますがけれども、数としてはとても少ないです。

委 員

これは、施設側からの申し出があって、各区市町村の選挙管理委員会が受理して、それでここに俎上に載せるわけですよね。私まだ一年ちょっとだけど、1回も俎上に載ったことも廃止になったことも1回もないのだけど、今まで無かったということなのか、それとも、都の選挙管理委員会は、障害者については取り扱いをしないということなのですか。

選挙課長

令和5年に指定したのが直近になります。それで、障害支援施設は、身体障害の方は指定対象になるのですけれども、精神障害の方は体が動かせる方になるので、投票所までは行かれるということで、この不在者投票の施設の障害者という意味では、精神障害の方は入ってございません、あくまでも身体障害です。

委 員

身体障害の場合は、移動が困難だから、そこに投票箱を置こうと。しかし、知的と精神の場合は移動ができるから、親元に行ってやるとか、そういうことですね。納得しました。

委 員 長

確認としては、ここにある病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設という4つの分類になっていますが、いずれも指定の時には都選挙管理委員会にかかっていると考えればよろしいのですよね。全部かかっていると思います。病院と老人ホームはよく見るから分かるのだけど、身体障害者というのは多分少ないからやっているんだろうなとは思いますが。

でも、一度指定するとですね、投票に必要な職員の数が満たされているという説明で指定するわけですが、その後、ノーケアになっている。

それで最後、今回の取り消しも向こうからの申請で取り消すのでしょうか、これまで「ではこの衆議院議員選挙はどうだったの？やったの？」とい

うような検査やアフターフォローというのは行っているのでしょうか。

選挙課長

都選挙管理委員会は、直接施設側との調整は行ってはいないんですけども、区市町村選挙管理委員会の方が窓口となりまして、選挙の都度、資料を送付したりとか、御説明をしたりという機会はあるところでございます。

ただ、実際にその施設で投票した人がいるかどうかというのは、区市町村の選挙管理委員会においても調査はしていません。

委員長

はい、分かりました。こっちからあら探しをして取り消すとかというのは、ちょっと不可能ですからしょうがないですね。私の方の質問終わります。

委員長

他に、御意見ございますか。

委員

この不在者投票の関係で、1回こういう経験したことがあります。ある福祉施設から選挙運動に来てくれと依頼があって、そこにいる人たちに、有権者が居るわけだから、その人たちが投票に行くようにしてほしいんだということです。私の方からは、「選挙の意義、それから皆さんが日常お困りのことを選挙で選ばれた政治家が寄り添って解決していこうとか、そういうことなんですよと。それで選挙というのがあるから、皆さんも積極的にこの国のありようとか、自分たちの困ったことでこうしたいということを表示するために投票に行ってください、お願いします」というお話をしました。そういう意味では、障害者施設とかというのは、確かに個々に着目すれば極めて難しいのだけれども、根本のところ、やっぱり投票権を確保するというのが一番大事なのかなと思います。

だからあら探しをして、指定を取り消すというよりも、結果としてそちらの方でできませんよという申し出に基づく方が正解なのかなって気がしますけどね。

委員長

他に、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

担当部長

(当面の日程について説明)

委員長

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

次回の定例会は、6月10日に開催することといたします。